

受検番号	
------	--

平成 28 年度第 2 回 フォークリフト荷役技能検定 2 級 学科試験問題

【解答上の注意】

1. この問題のページは 2 から 6 までです。
2. 解答はすべて別紙解答用紙に記入してください。
3. 問題用紙の表紙に受検番号を記入してください。
4. すべて正誤形式の設問です。各設問の文章の意味が正しいときは、解答用紙の「正」を、誤りのときは解答用紙の「誤」を○で囲むこと。
5. 携帯電話の持ち込みはできません。
6. 制限時間は 40 分です。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

- 1 労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、職場における労働者の安全と健康の確保を図ることを目的としており、快適な職場環境の形成を促進することもその目的としている。
- 2 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を、作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならない。
- 3 常時50人以上の労働者を使用する運送業の事業者は、安全管理者を選任し、選任したときは、遅滞なく、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 4 労働安全衛生法において定められている労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、又は死亡することをいうが、労働者がガス、蒸気等により疾病にかかった場合には、業務に起因するものでも、労働災害には含まれない。
- 5 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行わなければならない。
- 6 事業者は、フォークリフトについては、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無等について自主検査を行わなければならないが、1年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間については、自主検査を行わなくともよい。
- 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。
- 8 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること等必要な措置を講じるとともに、必ず、誘導員を配置しなければならない。
- 9 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に、フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置くこと、原動機を止め、

かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等車両系荷役運搬機械等の逸走防止措置を講じること等の措置を講じさせなければならない。

- 10 事業者は、一の荷でその重量が500キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定めなければならない。
- 11 ガソリンエンジンは、ガソリンと空気との混合ガスを圧縮して、これに点火して得られる燃焼した力を回転エネルギーに変える装置である。
- 12 フォークリフトの後車軸は、かじ取り車軸となっており、タイヤのかじ取り角は、自動車のかじ取り角と同様である。
- 13 フォークリフトから乗り降りするときは、ヘッドガード、操作レバー等を利用し、必ず左側から乗り降りする。
- 14 4サイクルエンジンとは、ピストンの上下運動によりクランクシャフトが2回転する間に、吸入、圧縮、燃焼、排気の4つの行程を行うエンジンをいう。
- 15 フォークリフトに装着する冷却ファンは、通常の自動車に比べて、車速が低く、走行時の風速によるラジエーターの冷却効果が少ないので、ファン枚数を増やし、外径は小さいものを装着している。
- 16 ディーゼルエンジン使用のフォークリフトは、主に2トン以上の小型から中型・大型に使用されており、ガソリンエンジンに比べて、騒音や振動が小さい、燃料費が安い、耐久性に富むなどの長所がある。
- 17 フォークリフトは、その日の作業を行う前に、荷役装置及び油圧装置の機能、車輪の異常の有無、前照灯、後照灯、方向指示器および警報装置の機能について点検しなければならないが、制動装置及び操縦装置の機能については、前日の作業終了時に異常がなければ、省略することができる。
- 18 ディーゼルエンジンの燃料噴射装置には、構造によって、ジャーク式とコモンレール式がある。
- 19 フォークリフトにはドローバーピンが装備されているが、これを利用して台車等をけん引してはならない。

- 20 フォークリフトで使用されるニューマチックタイヤとニューマチック形クッションタイヤを比べると、ニューマチックタイヤの方がパンクの心配がなくタイヤ交換までの時間が長いという利点がある。
- 21 マストは、一般に左右のコ形厚鋼板を、クロスビーム（横梁）で結合したもので、アウターマストはインナーマストのレールの役目をしている。
- 22 1つの段では物品をすべて同じ方向に並べ、次の段では、90度方向を変えながら交互に積み重ねる方式を交互列積みという。
- 23 フォークリフトのアタッチメントの一つである回転フォークは、フォークが360度回転し、ボックスパレットに積み込んだバラ物の放出も容易にできるが、フォークを急回転させると、積荷の変動によりマストがよじれたり、最悪の場合転倒する危険性があるので注意が必要である。
- 24 フォークリフトは積荷の状態が必要（30cm）以上にリフトし、またはマストを垂直か、それ以上の前傾状態で走行する。
- 25 フォークリフトに使用する作動油に必要な特性は、粘度が高いこと、泡が立ちやすいこと、さびが生じにくいこと、などが挙げられる。
- 26 ばら物を運搬するために、パレットの上部の3面または全面に鉄板、パイプ、金網等による囲いを設けたものをボックスパレットといい、ボックスパレットに車輪のついたものをロールボックスパレットという。
- 27 フォークリフトを用いてパレットに積んだ荷を、床上より持ち上げるときは、いったんパレットを地面より約5～10cm持ち上げ、荷の安定状態、フォークに対する偏荷重がないかなどを確かめる。
- 28 フォークリフトを用いて荷を積付けする場合には、積付け場所に荷崩れや破損などの危険がないかを確認するため、積荷をリフトした状態でも、フォークリフトから降りて確認することが必要である。
- 29 パレットの形式のうち、デッキボードは両面にあるが、荷物を載せる面は片面のみのものを両面使用形という。
- 30 フォークの昇降は、ティルトシリンダーに高圧の作動油を送り込んでピス

トンを作動させることによって行われる。一方、マストの前後傾は、リフトシリンダーに高圧の作動油を送り込んでピストンを作動させることによって行われる。

- 31 フォークの材質には上質の炭素鋼、特殊鋼が用いられているため、片荷になったり、フォークの先端で荷物をこじるような操作をしても、変形して左右のフォークが不揃いになることはない。
- 32 フォークリフトに荷を積んで走行するとき、積荷が大きく視界を阻害する場合には、後進で走行する。
- 33 フォークリフトのアタッチメントの一つであるプッシュプルは、シートパレットに載せたセメント袋、米袋などの荷物を扱うもので、プラテン（積載台）をシフトした状態で積載走行すると不安定となり危険なため、荷役作業後は、プラテンを車両の中心に戻すことが必要である。
- 34 フォークリフトでフレキシブルコンテナを扱う際は、吊りロープ、吊りベルトを直接フォークに掛け、できるだけパレット荷として扱わずに荷役運搬を行う。
- 35 リフトブラケットは、リフトチェーンによって吊られており、インナーマスト内面を昇降する。
- 36 物体に2つ以上の力が作用しているときには、その2つ以上の力を、それと全く同じ効果を持つ1つの力に置き換えることができる。この置き換えられた1つの力のことを合力という。
- 37 物体が動き出してから、働く摩擦力を運動摩擦力といい、その値は最大静止摩擦力より小さい。
- 38 カウンターバランス式フォークリフトが、下り勾配にあるとき、積荷を高くすると前方に傾けようとするモーメントが大きくなるが、積荷の高さが同じであれば、その状態でマストを後傾しても、前方に傾けようとするモーメントの大きさは変わらない。
- 39 同一の物体を地球上で持った場合と月面上で持った場合では、手で感じる重さは異なるが、物体の量は変化しない。このように場所が変わっても変化しない物体そのものの量を質量という。

- 40 フォークにかかる許容荷重は、荷重がフォーク本体から離れるほど、減少する。
- 41 フォークリフト使用中に発生した労働災害の死亡者は、「はさまれ・巻き込まれ」による災害が最も多い。
- 42 労働安全衛生法（政令、省令を含む。）で、「はい」とは、倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団のことをいい、小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷が積み重ねられたものは除かれる。
- 43 荷役作業における墜落・転落による労働災害を防止するため、墜落・転落の危険のある場所においては、墜落時保護用の保護帽を着用することが望ましいが、墜落時保護用の保護帽がないときは、飛来・落下物用保護帽を着用しても差し支えない。
- 44 ロールボックスパレット等を使用して人力で荷役作業を行う場合、重量が重いロールボックスパレット等は、2人で取り扱う。
- 45 荷役作業における転倒による労働災害を防止するため、荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認することが必要である。
- 46 人力によるはい作業を行う場合、はいの昇降には、すべり止め装置のついた移動はしご等を使用すること、はいの崩壊又は荷の落下を防止するため、はいをロープで縛り、綱を張り、くい止めを施し、はい替えを行うこと等の措置をすること等に留意する。
- 47 荷役作業における墜落・転落による労働災害を防止するため、荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、地上から行わず、出来る限り荷や荷台の上で行うようにする。
- 48 人力で重量物を持ち上げるときは、膝を伸ばして足に負担をかけず、上体に仕事をさせる気持ちで持ち上げるようにする。
- 49 荷役作業における墜落・転落による労働災害を防止するため、貨物自動車の荷台への昇降は、貨物自動車の最大積載量の如何を問わず、昇降設備を使用しなければならない。

50 フォークリフトによる労働災害を防止するため、労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置する。